書式第８号（法第１０条・第２５条関係）

令和８年度　　事　業　計　画　書

特定非営利活動法人　DAKKO

１　事業実施の方針

令和８年度はこども・若者の意見表明・反映支援事業とこども・若者の社会・政治参画事業を行う。

東京都、大阪府内の障害児入所・通所施設向けに訪問し、意見表明・反映支援を実施し、東京都、大阪府、島根県、宮城県の学校、放課後児童クラブ、フリースクール等で施策に対する意見表明の方法・機会を提供する児童向け、成人向けのワークショップ、主権者教育を実施。また、大阪府大阪市、岸和田市内で、フリースクールの運営を行う。

２　事業の実施に関する事項

（１）特定非営利活動に係る事業　　（事業費の総費用【　4900　】千円　）

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費（千円）
こども・若者の意見表明・反映支援事業	障害児入所施設や通所施設等において、各施設から独立した立場にある意見表明等支援員が、こどもの求めに応じたり、定期的に訪問すること等により、こどもが施設等での生活における悩みや不満、措置の内容に関する意見等を形成し、関係機関に対し表明することを支援する仕組みを構築する。実施主体である都道府県等において、意見表明等支援員の確保、養成、実施体制の構築を図る。	年間を通じて随時実施	東京都 大阪府	15 名	こども・若者	約 1000 名	2400
こども・若者の社会・政治参画事業	学校、放課後児童クラブ、フリースクール等で施策に対する意見表明の方法・機会を提供する児童向け、成人向けのワークショップ、主権者教育を実施。	年間を通じて随時実施	東京都 大阪府 島根県 宮城県	10 名	こども・若者 社会人	約 2000 名	2000
社会教育を行うこども・若者の居場所づくり事業	大阪市と岸和田市を中心にフリースクールの運営を行う	年間を通じて随時実施	大阪府	5 名	こども・若者	約 10 名	500

※その他事業は実施しない。

「こども・若者の意見表明・反映支援事業」

1）障害児入所・通所施設向け意見表明等支援事業（訪問アドボケイト）

こどもの求めに応じたり、定期的に訪問すること等により、施設等での生活における悩み、措置の内容に関するこどもの意見の形成を支援し（意見形成支援）、こどもの意見・意向を意見聴取等により把握

し、こどもの希望に応じ、行政機関や児童福祉施設等の関係機関に対し、意見表明を支援したり、こどもの意見・意向を代弁した上で伝達するために必要な連絡調整をする。

実施時期：2026 年 4 月～2027 年 3 月まで
参加見込み数：各回障害児 30 名、計児童 720 人
実施場所：各障害児入所・通所施設
受益対象者：障害児
サービス提供者：支援員研修受講予定者と修了者
→当初 3 ヶ月は、利用者のことをよく知らず、信頼関係の形成が必要となる。強い信頼関係を形成し利用者が喪失体験を伴わないように、一緒に会話したり障害児と活動をともにする、寄り添う信頼関係の形成に軸を置く。研修終了後からは、発展的に子どもの悩みや措置の内容について意見形成、表明の支援を実施する。

2 こどもの権利や権利擁護のための仕組みに関する周知啓発
施設職員へパンフレットや権利ノート、研修機会を提供し、こどもの権利や権利擁護に係る取組について、周知啓発・理解増進を図る。
実施時期：2026 年 4 月～2027 年 3 月まで
参加見込み数：各回配布枚数 15 枚　計 180 部
：講演会　参加者各回 20 名　計 40 名
2026 年 11 月、2027 年 2 月に子どもアドボカシー学会と障害分野それぞれの有識者から講演を行う
実施場所：各障害児入所・通所施設
受益対象者：施設職員
サービス提供者：支援員研修受講予定者と修了者、有識者

3 こどもの権利擁護機関の整備
こどもからの申立てを契機に行政機関につなげ、個別ケースの救済が図られる道筋を確保し、虐待防止等につなげる。具体的な評価方法は、事業の存在や利用方法を認知しているこどもの割合や第三者への事業委託状況の増加しているかを行政機関向けに評価検証を行う。
実施時期：2026 年 4 月～2027 年 3 月まで
参加見込み数：各回評価件数 20 枚　計 60 部
実施場所：各行政機関
受益対象者：行政職員
サービス提供者：支援員研修受講予定者と修了者、有識者

「こども・若者の社会・政治参画事業」
現在こども・若者の社会参画・意見反映がすすめられているが、児童福祉法における「児童の意見聴取等の仕組みの整備」では、障害分野は多くの自治体で対象外となっており、制度の枠組みから取り残されているのが現状だ。今後は、障害の有無に関係なく、子どもの社会参画を促進し、自らの意見が十分

に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える経験をし、自己有用感、社会の一員としての主体性を高める必要がある。放課後等デイサービス、特別支援学校等で意見表明の権利啓発・行政や施設への意見表明の方法・機会を提供する障害児向けのワークショップを実施する。実施後、弊社で設置する検討会チームによる進捗・評価等の実施、プログラムの改善を行う。具体的な意見反映機会として行政機関への提案書の提出、請願・陳情の実施、生活している施設に対する要望書等を行い、障害を問わない社会参画を目指す。
実施時期：2026 年 4 月～2027 年 3 月まで

各施設において全 4 回のワークショップを行う。
例　1 回目　課題の深掘り　2 回目　解決策のアイディア出し　3 回目　提案資料、要望書の作成　4 回目　行政や施設職員などへの提案
テーマは行政単位では、障害者の雇用や学校、居場所選びなどの障害児に関係する課題を話す。障害児の生活する施設における設備や遊び内容、時間割、ルール等に対する要望だしも行う。
＜対象＞
障害児、健常児
＜解決したい課題＞
子どもに影響を与える制度・政策を検討するプロセスへの子どもの参画がないことが課題であり、特に障害児への合理的配慮が整備されていないケースが存在する。今後は障害の有無に関わらずこどもや若者の社会参画を進め、こどもや若者の意見を聴いて施策に反映するために障害児施設での意見反映の取り組みも必要だ。また、厚生労働省が令和５年に発表した障害児入所施設及び障害児通所支援事業所の権利擁護に関する調査研究では、現在障害児・者の意見形成支援・意見表明支援について学ぶ職員が機会は特に設けていないと答えた事業所は約 53%と高い数値になっている。障害者の自己決定、意見表明が促される可能性は低く、今後の投票率の低下など様々な社会問題を引き起こす可能性がある。私たちは、障害児施設を中心に、障害児から自分たちで意思決定できることの大切さをわかってもらい、また保護者様からも、自分のこどもが立派に自己決定、グループで一つのことを決められる力をみてうれしいとの声をいただいている。今後多くの障害児施設で子供の意見表明権の重要性を共有し、その支援のためのカリキュラムが多くの事業所で活用される社会につなげたい。特別な配慮、合理的配慮を必要とする利用者向け（弊社では主に障害者）に専門的知識・技術については、梅花女子大学教授伊丹昌一先生などの監修をいただく。
＜効果＞
障害児が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、施設や行政などの関係機関は、障害児の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重できる社会にできる。これにより、こども施策の質を向上させるとともに、更なる意見の表明・参画につながる好循環をつくる。障害児と大人が対等な目線で、対話しながら、こども・若者とともに社会課題を解決していくことは、こども・若者の自己実現を後押しし、主体的に社会の形成に参画する態度を育み、ひいては民主主義の担い手の育成につながる。

「大阪市と岸和田市を中心にフリースクールの運営を行う」

＜実施形態＞
フリースクールは、大阪市、岸和田市、貝塚市それぞれ毎日開所する。実施の担い手はボランティアの方にご協力いただく。週に一度のペースで、大学教授や保育士等の外部講師を迎えた学習支援を実施する。学習支援では、発達障害傾向にあるこどもへの合理的配慮を徹底し、二次障害(うつ病等)にならないための予防、自分で進路の選択・決定を行うためのプロブラム、性教育プログラム、社会経験が少ない児童のための初めての海キャンプなどのプログラムを実施する。
実施時期：2026 年 4 月～2027 年 3 月まで

＜効果＞
〇事業を実施することにより後日、障害者の生活能力も向上され、社会参加・自立への機運が高まる。
〇参加者に対して実施前後で弊社のスタッフが、行動・意識の変化の状態を日誌で記録し、保護者等が見られるようにする。
〇学習支援の回数、参加人数を記録し、勉強意欲があっても学習サポートを受けたいこどもがいかに勉強できる機会が増えたかを測定する。
〇「スタッフ研修の実施」は、前後でアンケートをとり理解度を測定する。「スタッフ公募の実施」では、参加人数の増加数で測定する。
〇当日実施した日常生活訓練などをわかりやすく絵図等でまとめ、関係先に配付し、活動を知ってもらうことで支援の輪づくりを広げる。
＜意義＞
年齢や職業に関係なく、多くの人がボランティアや活動に参加できるため、行政では担いきれないインクルーシブな居場所を市民が主体的に社会づくりに関わる機会となる。